

赤ちゃんが生まれるまで



♡01：妊娠届

内容

妊娠したら、保健福祉センターに妊娠届出をしてください。届出をされた方には、母子健康手帳、妊産婦・乳児一般健康診査受診票、妊娠中や出産後の案内等を交付します。

手続き

医療機関にて診察後、保健福祉センター窓口へお越しください。アンケート等にご記入いただき、妊娠から出産直後までの生活や手続きについての説明や相談もお受けしますので、時間に余裕をもってお越しください。

手続きに必要なもの

□個人番号（マイナンバー）がわかるもの □妊婦の本人確認ができるもの（運転免許証、パスポート等）

お問い合わせ 保健福祉センター 母子保健係 ☎ 0297-68-8291

♡02：妊産婦・乳児一般健康診査受診票の交付

※母子健康手帳交付時に交付します。

内容

- ・妊婦一般健康診査（医療機関）に係る健診料を14回分補助します。（健診の内容によっては自己負担があります。）
- ・産婦一般健康診査（医療機関）に係る健診料を2回分補助します。（健診の内容によっては自己負担があります。）
- ・乳児一般健康診査（医療機関）に係る健診料1回分を補助します。（9～11か月健診）
- ・新生児聴覚検査に係る検査料を補助します。（詳細はP.16「新生児聴覚検査費用の助成」を参照）

お問い合わせ 保健福祉センター 母子保健係 ☎ 0297-68-8291

♡03：マタニティ講座 ～マタニティ生活を楽しく過ごすためのお手伝い～

内容

妊婦さんと、その家族の方を対象に、妊娠中・出産後のお母さんの生活や赤ちゃんとの生活について学びます。利根町の子育てサービスの案内や赤ちゃんのお風呂入れ、おむつ交換体験などを行います。

実施場所

利根町保健福祉センター

手続き

受講を希望される方は、事前に保健福祉センターまで連絡し、予約をしてください。

お問い合わせ 保健福祉センター 母子保健係 ☎ 0297-68-8291

♡04：医療福祉費支給制度（妊産婦のマル福）

内容

保険証を使って医療機関などにかかった場合、窓口で支払う医療費の一部負担金の費用を助成する制度です。

対象

利根町に居住されている方で、各種医療保険に加入している方のうち、下記に該当する方。

対象	有効期間	所得制限額
母子健康手帳の交付を受けた妊産婦のうち、本人、配偶者または扶養義務者 ^{※1} の所得が所得制限額を超えない方	母子健康手帳の交付を受けた月の初日から出産の翌月末日まで	本人と配偶者のうち、高い方の所得が 630万円 未満（扶養1人につき 38万円 加算）、または扶養義務者の所得が1,000万円未満

※1 扶養義務者・・・世帯の中で主として生計を維持する方（所得の最も多い方）

受給者証交付の手続き

母子健康手帳の交付を受けた後、すみやかに保険年金課で手続きしてください。(申請が遅れた場合、さかのぼっての資格取得はできません。)

受給者証交付の手続きに必要なもの

- 対象となる方の健康保険証 印鑑 (スタンプ式ではないもの) 母子健康手帳 (予定日を記入)
- 個人番号 (マイナンバー) がわかるもの*² 口座番号のわかるもの*³
- ※² 利根町に転入された方 (対象となる方、配偶者または扶養義務者)
- ※³ 受給者本人または家族の預金通帳またはキャッシュカード

病院や薬局などにかかるとき

◎茨城県内の産科・婦人科を受診するとき (県マル福)

産科・婦人科窓口で、健康保険証と医療福祉費受給者証を提示してください。

※安全な出産をする為に産婦人科医が認めた場合には、紹介状により他科で医療福祉費受給者証を使用できる場合があります。

下記の自己負担金額内の請求のみとなります。保険適用外費用については別途お支払いください。

(外来の自己負担分は、後日、町から指定口座に振り込みます。)

◎茨城県内の産科・婦人科以外、茨城県外の医療機関を受診するとき (町マル福)

医療福祉費受給者証は利用できません。健康保険証を提示して保険診療を受け、領収書を必ず受け取ってください。

※レシート及び手書きの領収書の場合は、必ず、医療機関の窓口で受診者名と保険点数の記入をお願いしてください。

自己負担金

- ◎外 来：1病院につき1日600円まで (1か月2回までの負担1,200円を限度。同じ病院へ3回以上行った場合、3回目以降は自己負担なし)
- ◎入 院：1病院につき1日300円、1か月上限3,000円
- ◎調剤薬局：自己負担なし

■自己負担金振り込み予定 (外来のみ)：

2～4月診療分は7月、5～7月診療分は10月、8～10月診療分は1月、11～1月診療分は4月に、それぞれ3か月分をまとめて振り込みます。

※1か月内に2回までの受診で外来自己負担金とともに600円未満の場合は、支給申請が必要です。

支給の手続き

茨城県内の産科・婦人科以外または茨城県外の医療機関で支払った領収書を1か月分まとめて、診療月の翌月以降に保険年金課窓口へ支給申請してください。後日、町から指定口座に振り込みます。

※支給申請は診療から5年以内です。原則として、領収書原本は返却できません。



支給の手続きに必要なもの

- 領収書 医療福祉費受給者証 対象となる方の健康保険証 印鑑 (スタンプ式ではないもの)

お問い合わせ

保険年金課 医療福祉係 ☎ 0297-68-2211

♡05：利根町妊娠・出産祝い品支給事業 (①母乳育児用品 (授乳服))

新規事業

内容

令和2年4月1日から施行された事業です。町内在住の、母子健康手帳を交付された妊婦の方に①母乳育児用品 (授乳服) を支給し、赤ちゃんが生まれた子育て世帯に②出産祝い商品券 (利根町内共通商品券) を支給する事業です。母乳育児用品は、授乳服 (チュニック型)、穴あきキャミソール、授乳用ブラジャーの3点セットです。

この事業により、産前産後の母親の不安軽減と子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

母乳育児用品 (授乳服) の申請手続き

母子健康手帳の交付を受けた後、子育て支援課で申請手続きをしてください。

申請受付期間：母子健康手帳交付から出産日まで。

※出産祝い品の申請は出産後になります。(P.15参照)

手続きに必要なもの

- 母子健康手帳 印鑑 (スタンプ式ではないもの)

お問い合わせ

子育て支援課 子育て支援係 ☎ 0297-68-2211

母乳育児用品は、妊婦の時から着られます。
出産日までに申請してね!



♡06：いばらき Kids Club カード（いばらき子育て家庭優待制度）

内容

「いばらき Kids Club」協賛店舗等でカードを提示すると、料金割引や粗品進呈等の優待サービスが受けられる制度です。全国共通ロゴマーク入りの新カードであれば、同じロゴマークを掲示している全国の協賛店舗等で利用することができます。

対象

妊娠中の方や 18 歳以下（満 18 歳に達した日以降、最初に迎える 3 月 31 日まで）のお子さんがいる保護者。
（保護者 1 人につき 1 枚）

有効期限：一番下のお子さんが 18 歳になる年の年度末まで。

手続き

即日交付。子育て支援課または保健福祉センター窓口にて申請書を記入してください。



手続きに必要なもの

妊娠中の方 → 母子健康手帳 第 2 子以降を妊娠・出産した方、新カードに変更する方 → 現在お使いのカード

お問い合わせ

子育て支援課 子育て支援係 ☎ 0297-68-2211

♡07：いばらき身障者等用駐車場利用証制度 ～妊産婦の方は利用できます～

内容

ショッピングセンターや公共施設などにある身障者等用駐車場（車いす使用者用駐車施設）が適正に利用されるよう、障がい者、高齢者、難病患者、妊産婦の方などに対し、当該駐車場の利用証を発行します。利用証は、県内全域及び一部県外で利用可能です。

手続き

妊娠 7 か月以降の方で、利用証が必要な方は福祉課 ⑤番窓口にお越しください。利用期間は、妊娠 7 か月～産後 6 か月です。

手続きに必要なもの

母子健康手帳

お問い合わせ

福祉課 社会福祉係 ☎ 0297-68-2211

♡08：不妊治療費助成事業 ～特定不妊治療を受けられたご夫婦に治療費の一部を助成します～

対象となる治療

県指定の医療機関で受けた体外受精・顕微授精（保険適用外の特定不妊治療）

対象

●次の全ての要件に該当している夫婦

- ① 法律上の婚姻をしている夫婦
- ② 茨城県不妊治療費補助金の交付決定を受けていること
- ③ 補助金交付申請をする日より 1 年以上前から、夫または妻のいずれかが継続して利根町に住居登録していること
- ④ 生計を一にする世帯の構成員の町税、介護保険料、国民健康保険税、保育所の利用者負担額（保育料）及び上下水道使用料に滞納がないこと

●対象年齢（妻の年齢） 43 歳未満

- ・初回助成時に 39 歳までの方 → 通算 6 回まで助成
 - ・初回助成時に 40 歳～42 歳の方 → 通算 3 回まで助成
- ※新型コロナウイルス感染症に対する交付申請の特例があります。詳細はお問い合わせください。

助成金額

1 回の特定不妊治療に要した費用の額から茨城県不妊治療費補助金、医療保険に関する法令等の規定または加入健康保険組合等の規約により給付された額を控除した額とします。（上限 5 万円）

手続き

保健福祉センターへご連絡の上、以下の書類をお持ちください。※県の補助金交付が決定した 1 回毎にすみやかに申請願います。

手続きに必要なもの

- ①利根町不妊治療費助成事業補助金交付申請書兼請求書（町公式ホームページ、保健福祉センターの窓口にあります）
 - ②茨城県不妊治療費補助金交付決定及び額の確定通知書
 - ③茨城県不妊治療費助成事業の申請の際に提出した特定不妊治療費の領収書
 - ④茨城県不妊治療費助成事業受診等証明書（写し）※県補助金申請提出前に写しをご用意ください。
 - ⑤本人または配偶者名義の振込口座
 - ⑥印鑑（スタンプ式ではないもの）
 - ⑦住人登録及び婚姻関係が証明できるもの
 - ⑧生計を一にする世帯構成員が町税、介護保険料、国民健康保険税、保育所の利用者負担額（保育料）及び上下水道使用料の滞納がないことを証明できるもの
- ※⑦⑧については申請者の同意に基づき利根町において確認できる場合は、書類の添付を省略します。

お問い合わせ 保健福祉センター 母子保健係 ☎ 0297-68-8291

♡09：子育て世代包括支援センター(母子保健型)

内容

子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から就学前の子育て期にわたるまで、切れ目のないサポートを行います。妊娠・出産・子育てに関する悩みの相談を受け付けたり、関係機関と連携し、支援を行います。お気軽にご相談ください。

お問い合わせ 保健福祉センター 母子保健係 ☎ 0297-68-8291

とねりんの利根町イベント紹介①

とね元気塾ワークショップ「利根の桜の花みこし」

開催日時

- ・利根の桜の花みこし：3月下旬頃
- ・みこしの花づくり：1月頃～

開催場所

- ・利根の桜の花みこし：利根町役場1階イベントホール
- ・みこしの花づくり：利根町役場1階イベントホール特設コーナー

イベント内容

利根の桜の花みこし当日に向け、みこしの花づくり。
お花紙で作った大量の紙のお花を、町の木である「桜」に見立て、
参加者全員でおみこし本体に飾り付けをして「花みこし」を完成させるというワークショップです。

- ①花みこしづくり
 - ②利根の桜の花みこしパレード
 - ③記念撮影
- など。



←こちらから、花みこしの様子をご覧ください。
(動画です。)

参加申し込み

- ・利根の桜の花みこし：事前申し込みをすると参加記念品がもらえます。
当日飛び入り参加も可能。
- ・みこしの花づくり：申し込み不要。

詳細、開催日時などにつきましては、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ 企画課 シティプロモーション係 ☎ 0297-68-2211

花みこしで使う紙のお花は約1万個！毎年、お花づくりにたくさんの人たちが参加しているんだ。完成した花みこしのパレードは、晴れていたら利根川堤防上の桜づつみで行うよ。手作り楽器とトネリズムの掛け声で、みんなで元気いっぱい楽しもう！

